

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況
(グローバル化の進展に対応した統計の整備部分)

第2 公的統計の整備に監視総合的かつ計画的に講すべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

【本文】		イ 取組の方向性									
ア 現状・課題等		イ 取組の方向性									
<p>経済におけるグローバル化の進展は、新興国経済の隆盛もあり、ここ数年で加速している。こうした状況の下、我が国企業の活動もグローバル化が着実に進んでいる。</p> <p>また、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、地域での欠かせない働き手となり、家族とともに定住する傾向が強まっているとの指摘もある。</p> <p>こうした動向をより正確かつ適時に把握することの重要性が高まっている。</p>		<p>グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。その際、高度利用に当たっては、本来の行政手続の円滑な実施に大きな支障が生じないことや、個別の企業情報が識別されないこと等が担保されることが前提であることに留意する。</p> <p>また、海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。</p> <p>さらに、日本在住の外国人に対する各種行政サービスを適切に提供するため、適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討する。</p>									

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
92	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年経済センサス・基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。 	財務省	平成21年度から検討する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ ビジネスレジスターが運用開始されたことから、事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースそれぞれの収録情報を接続することについて技術面、費用対効果、有用性等について検討を開始した。 	実施可能	両データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本邦企業の国際的展開、国際資本関係の深化に対応する統計の整備(①ビジネスレジスター、海外事業活動基本調査、国際収支表の連携強化、②加工貿易、仲介貿易等の把握)が必要ではないか。 ○ 経済のグローバル化に対応して、貿易による国際分業や対外直接投資に関する統計の充実が必要ではないか。 ○ グローバル化の進展に対応するため、検討結果を至急確認し、できるだけ早急に新たな統計が作成されるよう目標を定める必要がある。 ○ 2008SNAへの対応のため、至急実現する必要がある。
93		<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別的一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。 	財務省	平成21年度から検討する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供した。 	実施予定	今後も、引き続き、提供していく予定。	
94		<ul style="list-style-type: none"> ○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。 	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 在留外国人統計及び出入国管理統計に係る国籍、入国(在留)目的等の項目を拡充することとし、平成25年1月分の出入国管理統計(月報)から、国籍を拡充した統計表を公表した。 	実施済(一部) 実施可能(一部)及び実施予定(一部)	在留目的等の項目を拡充した在留外国人統計を平成25年末までに公表予定(出入国管理統計(年報))については、国籍及び入国目的等の項目を拡充したものとし、平成26年末までに公表予定。	
95		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。 	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 【追加統計表】 (出生) 【日本における日本人】 ①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 【日本における外国人】 ③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子一嫡出でない子別 (婚姻) 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 ③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) (離婚) 【日本における日本人】 ①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 ③離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【平成23年度統計法施行状況報告】 	実施済		

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容